## 熊本大学大学院社会文化科学教育部長期履修細則

(趣旨)

第1条 この細則は、熊本大学大学院社会文化科学教育部規則(平成16年4月1日制定)第5条 の規定に基づき、長期履修学生の取扱いに関し必要な事項を定める。

(対象者)

- 第2条 長期履修の申請をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 職業を有し就業している者(自営業及び臨時雇用を含む。)
  - (2) 育児、介護等を行う必要がある者
  - (3) その他教育部長が相当と認めた者

(申請手続)

- 第3条 長期履修を希望する者は、次の各号に掲げる書類を教育部長に提出するものとする。
  - (1)長期履修申請書
  - (2) 在職証明書又はそれに代わるもの(職業を有し就業している者のみ)
- 2 前項各号に定める書類の提出期限は、原則として次に定めるとおりとする。
  - (1) 1年次から希望する者 入学手続期間の末日
  - (2) 2年次から希望する者 長期履修を開始しようとする年度の前年度の2月末日(許可)
- 第4条 長期履修の許可は、教育部教授会の議を経て、教育部長が行う。

(長期履修期間)

- 第5条 長期履修期間は、原則として1年単位とし、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 1年次から長期履修学生として認められた者は、博士前期課程にあっては標準修業年限と合わせて4年以内、博士後期課程にあっては標準修業年限と合わせて6年以内
  - (2) 2年次から長期履修学生として認められた者は、未修学年数の2倍に相当する年数以内(在学期間)
- 第6条 長期履修学生の在学期間は、博士前期課程にあっては4年、博士後期課程にあっては6年 を超えることができない。ただし、在学途中から長期履修学生となった者については、長期履修 学生となった後の在学期間は、前条第2号の長期履修期間に2年を加えた年数を超えることがで きない。

(履修期間の変更)

- 第7条 長期履修学生が長期履修の延長又は短縮を希望するときは、適用年度前の2月末日までに 長期履修期間変更願を教育部長に提出しなければならない。
- 2 履修期間の変更は、教育部教授会の議を経て、教育部長が許可する。
- 3 履修期間の変更は、1回に限るものとする。

(授業料)

第8条 長期履修学生が納付する授業料の額は、国立大学法人熊本大学諸料金規則(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、教育部長が別に定める。

附則

この細則は、平成20年4月1日より施行する。

附 則 この細則は、平成31年4月1日より施行する。